

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年1月11日（平成29年（行情）諮問第6号）

答申日：平成29年3月8日（平成28年度（行情）答申第787号）

事件名：「特定河川国道事務所の自然公園法違反行為について、どのような書類が必要か検討し、環境省特定自然保護官事務所に連絡した内容が分かる」文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の判断

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成28年4月5日付け国近整総情第4474号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ない訳がない。環境庁熊野管区自然保護官事務所からの通知文書等があるはずである。

（2）紀南河川国道事務所による自然公園法違反は事実である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

（1）本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めたものである。

（2）これを受けて、処分庁は、本件開示請求に対応する文書は不存在であるとして、不開示決定（原処分）を行った。

（3）これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分の取消しを求めて審査請求を提起したものである。

2 国道国防第243号裁決について

国道国防第243号裁決とは、審査請求人が、平成25年9月24日付けで「紀南河川国道事務所が、別紙写真の看板を平成18年2月中ごろ特定地内自然公園保護区域の国道42号線同事務所が管理する橋の欄干に設置した自然公園法違反について、環境庁から再三の顛末書の提出を無視し、

国土交通省の大きさによる立場を利用して同違反行為を握りつぶしたことがわかる情報（整備局と環境庁とのやり取りの分かる文書を含む。）。」について開示請求を行った件について、平成25年11月18日付けで提起した審査請求（以下「別件審査請求」という。）に対する裁決である。別件審査請求の原処分は、平成25年9月24日付け開示請求に対する同年10月23日付け開示決定である（開示文書は「吉野熊野国立特別地域内自然公園法違反行為について（平成18年4月12日事務連絡）」（以下「事務連絡」という。）及び「平成18年4月18日議事録」（以下「議事録」という。）である。）。本件審査請求及び別件審査請求は同趣旨である。

3 事務連絡

熊野自然保護官事務所（以下「熊野事務所」という。）が、紀南河川国道事務所（以下「紀南事務所」という。）に対し、自然公園内に掲示されていた看板等について、別紙書類を提出するよう求めた文書である。

4 議事録

上記3の事務連絡を受けて、両事務所の担当者間で事実関係の確認等を行った内容を書き留めた議事録である。

5 原処分に対する諮問庁の考え方について

諮問庁において、原処分の妥当性について検討した結果は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年3月23日付け国道国防第243号裁決書の記載を、熊野事務所から始末書等の提出を求められた紀南事務所の職員が「検討する」と回答したと解釈し、紀南事務所が熊野事務所に対し、自然公園法違反について始末書等の文書を提出しているはずであると主張していると思われる。

諮問庁において、議事録の内容を確認したところ、別紙写真（2頁23行目）について、2頁下から4行目以降で以下のようなやりとりがなされている。

「この写真は頂けますか。」

「今日は見て頂くだけです。ただ環境省も自分の目で確かめられたらいかがですか。」

「どのような文書を出せば頂けますか」

「検討して連絡します。」

紀南事務所の「検討して連絡します。」との発言は、紀南事務所が熊野事務所に対して別紙写真を渡すにはどのような書類が必要かを「検討する」という意味であり、紀南事務所が始末書等を提出するかを「検討する」趣旨とは解せない。したがって、審査請求人の主張は当を得ていないものである。

- (2) 諮問庁は、審査請求人が主張していると思われる「自然公園内に掲示

された看板について、紀南事務所から熊野事務所に対して発出した文書があるか」について確認した。

処分庁の説明によれば、熊野事務所から受領した事務連絡に対して、紀南事務所は熊野事務所に対し書類を提出していないとのことである。

念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室、書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

また、情報公開・個人情報保護審査会は、別件審査請求事案について平成27年度（行情）答申第837号において、平成18年4月18日以降、文書2の内容について熊野事務所とのやり取りは行っておらず、始末書等の提出依頼に対しても、その後、紀南事務所は対応を行っていないと判断している。

よって、本件対象文書の対象となる文書は保有しておらず、原処分は妥当である。

6 結論

以上から、処分庁が文書は不存在であるとして不開示決定をした原処分は、妥当である。

（本答申では別紙省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年1月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月20日 | 審議 |
| ④ | 同年3月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めものである。

処分庁は、文書不存在として不開示決定を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めて審査請求を提起し、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を保有していないと判断した経緯等について、改めて確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求書の別紙「請求する行政文書の名称等」の記載内容から、審査請求人は、国道国防第243号裁決書の記載を、熊野事務所から始末書等の提出を求められた紀南事務所の職員が当該始末書等の

提出を「検討する」と回答したと解釈し、紀南事務所が熊野事務所に対し、自然公園法違反について始末書等の文書を提出しているはずである旨主張していると思われる。

イ しかし、紀南事務所の「検討して連絡します。」との発言は、紀南事務所が熊野事務所に対して別紙写真を渡すにはどのような書類が必要かを「検討する」という意味であり、紀南事務所が始末書等を提出するかを「検討する」趣旨ではない。

ウ また、処分庁に対し、審査請求人が主張していると思われる「自然公園内に掲示された看板について、紀南事務所から熊野事務所に対して発出した何らかの文書があるか」について確認したところ、熊野事務所から受領した事務連絡に対して、紀南事務所は熊野事務所に対し何らの書類を提出していないとのことである。

エ なお、紀南事務所の職員が「検討して連絡します。」と回答した別紙写真に関しても、その後連絡を行った形跡や別紙写真を渡した記録は残っていないとのことである。

オ 念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室、書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)の本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、これを覆すに足る事情も認められず、首肯せざるを得ない。

したがって、近畿地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、近畿地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

本件対象文書

国土交通省平成28年3月23日付け国道国防第243号裁決書の2判断(2)本件対象文書の特定の妥当性について検討する。(ウ)に記載の「紀南事務所の「検討して連絡します。」との発言は、紀南事務所が熊野事務所に対して別紙写真を渡すにはどのような書類が必要か「検討する」という意味であり」から、紀南河川国道事務所の自然公園法違反行為について、どのような書類が必要か検討し、熊野管区自然公園保護官事務所に連絡した内容が分かる情報。(紀南河川国道事務所による自然公園法違反について、判断するのは国土交通省ではなく環境庁熊野管区自然保護官事務所であり、同自然保護官事務所が紀南河川国道事務所を自然公園法違反として特定し、顛末書の提出を求めているものである。前回提出した書面の通りである。)